

一般競争入札にかかる資格審査の実施(告示)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の5第1項及び第 167 条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年 11月 28日

長崎県壱岐病院長 向原 茂明

1 競争入札に付する事項

長崎県壱岐病院設備維持管理及び宿日直警備業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として長崎県壱岐病院長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4)営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5)この告示の日の前日において、1年以上の営業実績を有しない者
- (6)この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の5第1項及び第 167 条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。その対象とする区切り又は期間は、4の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度(以下「基準年度」という。)及び前々事業年度とする。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率(純利益、固定長期適合率及び流動比率)
- オ 設備維持管理従事予定者の資格(公告 2(6)に基づく)
- カ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年12月10日まで(土日・祝祭日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から8 に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県病院企業団本部又は長崎県壱岐病院のホームページからのダウンロードも可能である。

長崎県病院企業団本部ホームページ <https://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県壱岐病院ホームページ <https://iki-hospital.jp/>

(3) 申請書の提出方法

申請書(様式第1号)は次の書類を添え、8に掲げる場所に提出すること。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

エ 印鑑届(様式第3号)

オ 委任状(様式第4号)(※権限を支社(店)長等に委任する場合)

カ 令和5年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類(任意様式)

キ 業務の実績表(様式第5-1号)

ク 設備維持管理従事予定者届(公告2(6)の要件を満たすこと)(様式第5-2号)

ケ 営業概要書(様式第6号)

コ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は、添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

8に掲げる場所と同じ

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第7号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和10年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合には、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)(2)に該当するに至った場合には、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 申請書の交付及び提出場所

長崎県壱岐病院 財務係

〒811-5132 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1626 番地

電話 0920-47-1229(直通)

FAX 0920-47-5607